

<研究ノート>

「パリ目録原則」をめぐる議論（その1）－日本における近代目録法をめぐる論争を読む（4）－

和中幹雄

1950年代後半から1960年代にかけて目録法の中心テーマであったのは、1961年10月9日～18日にパリで開催された、国際図書館連盟（IFLA）主催の目録原則国際会議（International Conference on Cataloguing Principles : ICCP）で討議された、通称「パリ目録原則」と呼ばれる「標目の選定と形の決定に関する原則」をめぐる諸問題であった。この目録原則は「基本記入方式」を前提としているので、それを批判する森耕一ほかの研究者の側から見ると、論点は「記述独立方式」の提唱から「基本記入方式」の検討と批判に移っていくことになった。

ICCPへのわが国の対応は、日本目録規則1965年版（NCR1965）策定と重なっていて議論が錯綜するので、本稿では、ICCPにおける議論の内容にのみ記述を限定し、それらに対してわが国がどのように対応したかは、NCR1965策定に向けた動向とともに次回に回すことにする。

## 1. 森耕一による二つの翻訳文献

日本図書館研究会整理技術研究グループに集う研究者たちの基本記入論の検討と批判の出発点になった、森耕一による重要な二つの翻訳・論考の検討から始める。これら翻訳の原文の著者であるルベツキイとヴェロナは、ICCPにおける議論の中心となるからである。

### 1-1 ルベツキイ批判

第一は、森耕一、朴木貞子「基本記入とはなにか : Lubetzky の見解とその批判」『図書館界』(8(6), 1957.6, p.145-152)である。

この論考は、1953年に米国議会図書館（Library of Congress）から刊行されたルベツキイ（Seymour Lubetzky）の *Cataloging Rules and Principles*（65頁の報告書）の抄訳と抄訳部分の解説・批判で構成されるもので、後に有名になる次の言葉で締め括られている。

・・・調子に乗って、誇張した表現をすれば、“いまや、基本記入による絶対主義的体制は崩壊した。そして、記述独立の方式こそ、主記入論の弁証的发展の結果である。”

2部構成となっている第1部は、原書のうちの第4章（10頁）のしかもその前半部分約4頁の抄訳であり、第2部は、抄訳部分を解説し批判した森耕一の論考となっている。

この報告書の著者であるルベツキイは、1943 年から 1960 年まで米国議会図書館 (LC) の職員であり、報告書執筆当時は、LC の「書誌・目録作成方針に関するコンサルタント」であった。彼は、序文で次のように述べている。

本調査は、米国議会図書館の任命に基づいて実施されたものである。筆者は、アメリカ図書館協会目録及び分類部の目録政策・研究委員会 (Board on Cataloging Policy and Research of the A. L. A. Division of Cataloging and Classification) のために、「ALA 著者・書名記入目録規則」(A. L. A. cataloging rules for author and title entry) の全般的な分析、特に団体著者に関する規則の検討、ならびに規則改訂の基礎となるべき目的と原則の検討を事前に行うよう命じられた。また、この規則改訂の基礎となるべき目的と原則について考察している本報告書の第 1 章から第 3 章は、それぞれ上記の 3 つの課題に向けられたものである。第 4 章は、本報告書の予備草稿の読者から寄せられた一般的な質問に対処するために追加されたものである。最初に強調しておきたいのは、この調査の目的は、我々の目録規則の弱点を指摘し、どのようにすれば我々の規則を改善できるかを示すこと、すなわち、規則改訂のための基礎を整えることであり、その改訂を実現することではない、ということである。これは、本報告書で論じた基本的な目的および原則について合意に達する前に解決することのできないもう一つの問題である。また、この時点で、本報告書で述べられている意見は執筆者のものであり、必ずしも米国議会図書館または目録政策研究委員会の見解を反映するものではないことを明確にすることが適切である。  
(Introduction, p.ix より引用者訳)

つまり、1949 年刊の「ALA 著者・書名記入目録規則」の改訂に向けて、アメリカ図書館協会の目録及び分類部の目録政策・研究委員会の依頼により、規則全般の調査分析を行った結果の報告がその内容である。

4 章から構成された報告書の内容は次のとおりである。

第 1 章 Is This Rule Necessary? (この条項は必要か?)

第 2 章 The Corporate Complex (団体の複雑性)

第 3 章 Design for a Code (規則の設計)

第 4 章 Q&A

序文にあるように、ルベツキイが求められた課題は、第 1 章の「規則の全般的な分析」、第 2 章の「特に団体著者に関する規則の検討」、第 3 章の「規則改訂の基礎となるべき目的と原則の検討」の 3 点であった。第 4 章は、これら 3 つの章にまとめられた報告書の予備草稿の読者から寄せられた一般的な質問に対する回答である。森耕一らが翻訳したのは、回答の前半部である。

第 4 章の前半部では、「変更に要する費用」(Cost of change) と「基本記入の価値は？」(What price the “Main” entry?) を扱っている。前者は、目録規則改訂を行った場合の過

去のデータとの整合性を図るためには多くの費用がかかるという、目録規則改訂の際によく出される疑問に対する回答である。ルベツキイは次のように回答している（以下の訳文の引用は森、朴木訳による）。

・・・提唱された原理は、従来の目録とあいられないものでもなく、また記入の新しい型や形式を導入するものでもないという点に留意すべきである。これらの原理は、現在ある記入の多くのものの底に流れているが、ただ首尾一貫して守られていなかったのである。それ故、ここに提唱された原理の採用は現存する記入にたいして新たに不統一をもたらすものではなく、むしろ反対に、この報告の第2章で検討したような、現に存在する複雑さと不統一の増大を阻止しようとするものである。したがって、古い標目はそのまま変更しなくてもよいのである。

これに続いて、ルベツキイは「基本記入の価値」に触れている。森耕一の解説と批判はこの部分に向けられているので、やや詳しく見てゆきたい。

ルベツキイは、報告書の予備草稿の読者から寄せられた次のような疑問を取り上げている。

・・・この答申者〔報告書の予備草稿の読者の一人：引用者注〕は、つぎのように書いている。“たとえば個人著者と団体著者のように、著者の選択について、いく通りかの可能性がある場合その記入をめぐって相当な混乱と論議が認められる。この場合の‘著者の選択’とは基本記入の標目の選択を意味しているということ、さらに実際にはいくつかの記入が作られ得るということをおぼえておきたい、私は思う。目録の機能および閲覧者による目録の利用という面から考える限り、基本記入としていずれの名前が選ばれ、副出記入としていずれの名前が選ばれるということは、ごくわずかの差でしかない。おそらく全く差がないことである。(以下略)”

「基本記入の標目の選択」という困難で労多い作業の結果が、「目録の機能および閲覧者による目録の利用」という観点から見ればほとんど差がないという点で、基本記入方式の有用性に疑問を呈しているわけである。さらに「従来の目録法の伝統に対する忠実な擁護者」の一人である Miss Mudge の例を挙げ、彼女も基本記入の伝統への疑問を持っていることをルベツキイは紹介している。印刷カードの利用やユニット・カードの広汎な使用により、基本記入と副出記入の差異もなくなり、「標目選定に関する規則が省略されれば、従来の目録規則、したがって、また目録作業がすこぶる単純化される」という等価標目の有用性に言及した上で、基本記入の標目を設ける理由をルベツキイは、(1) 本来、基本記入は、ある著作にたいする最も重要な記入を意味している点、(2) 基本記入の標目の選定は目録の性質に影響する点を挙げて説明している。

(1)の意味を説明する上で、基本記入の完全記載(逐次刊行物の内容記載を含む)、等価標目採用の際の目録カード増殖への危惧、印刷目録(冊子目録)や総合目録における単一記入の場合の必要性などもルベツキイは追加的に敷衍している。

(2)は、「基本記入とは、目録中で、一人の著者のいくつかの著作および一つの著作のいくつかの版を、著者名の下だけでなく、編者・訳者・件名・書名・双書名などの副出記入の下においても、一カ所に集めさせるという役を果たすものなのである」と説明する。これは、後述するように「パリ目録原則」策定の際に問題となる「文献単位」(著作)の集中の必要性を、基本記入の標目を設ける理由として挙げているのである。

以上が第4章前半部の概略である。

これに対して、第2部の森耕一による解説と批判では、その冒頭で、重要な指摘を行なっている。

・・・Lubetzkyの言っていることだけでは、複数記入制の目録において、あらゆる副出記入のうちに基本記入の標目を現在のような位置に置いておくべきだ、という結論は得られないのである。

すなわち、いくつかの記入のうちで、いずれか一つだけを基本記入として指定する必要があるということと、ユニット・カードのトップに基本記入の標目を掲げることの必要性とは、区別して考えられなければならない。

この指摘は、「基本記入」の意義と「基本記入の標目」の意義は区別しなければならないという、将来の標目未記載ユニット・カード方式につながる重要な指摘である。

しかしながら、「問題の所在」「Mudgeの見解」「標目の選定は必要か」「基本記入は完全記載か」「内容注記」「カード目録の膨張」「副出標目のもとの排列」「基本記入の現代的意義」の8つの小見出しの下で展開される内容を見ると、「複数記入制の目録にあっては、基本記入という概念が成立しがたい」「従来行なって来たように、ユニット・カードのトップに基本記入の標目を掲げる必要は全く考えられない」という従来からの「基本記入の標目」否定論の域を出るものではない。

「基本記入の現代的意義」として「基本記入」の意義を語る際に、単一記入方式の印刷冊子目録・総合目録・事務用目録について従来通り言及するが、ルベツキイが基本記入の標目を設ける理由として挙げた「ある著作にたいする最も重要な記入」の意味について触れることはない。単一記入方式の場合の基本記入の選定基準も「目録の使用目的・編成法などが異なれば、その中に含まれる記入(その形式・内容とも)も、当然異なってもよいはずである」と述べる。このように、森耕一は目録の目的についても相対主義の立場に立っていると思われる。

## 1-2 ヴェロナの論考の翻訳

ICCP 開催前年の 1960 年 10 月に、森耕一は、パリ目録原則に関わる議論で重要な役割を果たす論文<sup>1)</sup>の翻訳を發表している。それは、Eva Verona; 森耕一訳「文献単位と書誌的単位」『JLA Information Service』(1(3/4), 1960.10, p.125-141) である。

森耕一がこの論文から基本記入方式をどのように捉えるようになったかは後述することとして、筆者自身が重要だと認識した観点から、森耕一訳を引用しながら、論文の概要を記すことにする（引用中のアンダーラインは引用者）。

ヴェロナは、アルファベット順目録（著者・書名目録）の目的として次の 3 点挙げている。

- 1) 特定の図書の所在を迅速に知ること
- 2) ある著作の、図書館がもっている限りのすべての版、翻訳などにかんするインフォメーションを提供すること
- 3) ある著者の、図書館がもっている限りのすべての著作にかんするインフォメーションを提供すること

そして、この 3 つの目的、特にはじめの 2 つは「しばしば互いに衝突することがある」と述べた上で、まず第 1 の目的を次のように説明する。

ほかのふたつを無視して、第 1 の目的にかなうようにつくられた目録は、個々の図書、すなわち書誌的単位をその構成要素とする。

...

このように、第 1 の目的だけを考慮に入れて編成された目録は、第 1 に、特定の図書のファインディング・リストである。

続いて第 2 の目的を次のように説明する。

第 2 の目的は、文献単位の所在発見という点に集約される。したがって、その文献単位がこの目録の構成要素になる。したがって、特定の図書は、それ自身ひとつの単位ではなく、おなじ文献単位に属する同類のグループ全体の代表と考えられる。この場合、基本標目の選定および基本記入の作成と排列は、特定の図書を決定する要素ではなく、主に文献単位全体を指示する要素によってなされる。したがって、このような目録の場合、特定の図書の目録をつくる手続は、その図書の属する文献単位を確認すること、いいかえれば文献単位の書名と著者を確認することから始めなければならない。このような観点から考えるときは、特定の図書はしばしばふたつの異なった書名をもつことになる：それ自身の書名と、その図書が属する文献単位の原書名またはもっともよく知られている書名（排列書名、標準書名、Einordnungstitel）とである。

...

このように第 2 の目的だけを考慮に入れて編成された目録は、第 1 に文献単位のファイ  
ンディング・リストである。

FRBR 以降の用語でいえば、第 1 の目的の「書誌的単位」(bibliographical unit) は「体  
現形」(manifestation) に相当し、第 2 の目的の「文献単位」(literary unit) は「著作」  
(work) に相当すると考えられる。「ふたつの異なった書名」とは、日本目録規則 2018 年  
版の用語を使用すれば、「体现形のタイトル」と「著作のタイトル」のことを指している。

続けて第 3 の目的については、ヴェロナは次のように説明している。

第 3 の目的は、文献単位および書誌的単位にたいする目的のあり方には無関係であり、  
したがって目録の構造に深く立ち入るものではない。...文献単位を確認することなしに、  
ある著者のすべての著作を集めることも可能であるといえる。

以上のような前提を「I 序論」で述べた上で、「II 歴史的考察」「III 理論的考察」「IV  
クロアチアの目録法およびその文献単位と書誌的単位にたいする態度」というように論を  
展開する。

「II 歴史的考察」では、まず、Panizzi の 91 条の規則、ボドリー図書館の規則、Jewett  
の規則、Cutter の規則などの英米の目録規則について、さらに、ドイツ、オーストリア、  
ヴァチカン、フランスなど、大陸ヨーロッパの歴史的変遷を、文献単位と書誌的単位の観点  
から追い、それらを次のように要約している。

この章に述べたことを簡単に要約すると、17 世紀および 18 世紀においては、ある著者の  
著作を集めようとする強い傾向が見られ、文献単位を認めようとする控え目な傾向がある。  
そして、ほぼ 19 世紀のはじめごろに、多少一般的な変化が起り、今世紀の前半に、特定の  
図書を優先させ、しばしば著者名の形式についてもその方針をとることが一般的になった。

...

収集方針の変化がこの変化をもたらした。

最後の第 IV 章では、ヴェロナの母国クロアチアの新しい方法として、書誌的単位の下に  
基本記入を集中し、副出記入を通じて文献単位を確認し集めるという方法を紹介して終わ  
っている。

- 1) ある著者のすべての著作を統一標目の下に集める (第 3 の目的に対応)
- 2) 書誌的単位の下に基本記入を集中し、副出記入を通じて文献単位を集める (第 1 と第  
2 の目的に対応)

ヴェロナが1961年10月の目録原則国際会議 (ICCP) で提出した審議資料 (working paper) で提案するのも、基本的にこの方法であった。

## 2. 目録原則国際会議 (ICCP) の概要

10日間の目録原則国際会議 (ICCP) において、53か国からの代表団、12の国際機関、1959年にロンドンで開催された予備会議<sup>2)</sup>で指名された組織委員会のメンバー、会議開催前に参加各国に事前に配布された審議資料 (working papers) を作成した著者、計105名の参加者に加えて、22か国から96名の傍聴者が参加して活発な議論が行われた。日本からは、日本図書館協会目録委員会を代表して中村初雄が参加している。

中村は、会議終了から2か月後の1961年12月刊行の『図書館雑誌』で暫定報告を行い、次のような感想を述べている<sup>3)</sup>。

大英博物館フランシス、チャプリン両氏仏、ソ連、西独の組織委員を中心に準備してきたこの会議は、ユネスコ、Council on Library Resourcesの絶大な援助のもとに、去る10月9日から18日に巴里で、行なわれた。

・・・

討議原案が一部の方にしか公表されていないのに、討議の結果こうなった、ということ断片的に報告するのはどうかとも思うが、紙面の関係で、小生が重要な変更と感じた個所について、簡単にふれてゆきたいと思う。

この原則の適用範囲は、著者主記入 (著者名未詳または不適の場合は書名標目) 目録における印刷本の記入に関してであって、図書館としては、一般主題分野にわたる大研究図書館ということになっていたのが、アメリカ代表の主張で「研究」という制限語を削除することになった。勿論この原則は、それ以外の、即ち中小図書館、専門図書館の目録にも、更にまた書誌にも準用されることがすすめられておる。

記入は一つとは限らず、いくつも使用するという方針は原案と変りないが、統一をとるために用いる標準標目という概念と用語について相当議論された。著者名を主記入にとる場合は、標準標目即ち主記入標目で原案通りであるが、書名で主記入をとるような場合には、標準[標目]書名の方が副記入になることをも許容することになった。

逐次刊行物が改題続刊されてゆく場合は、主記入はそれぞれの誌名の下に作る。目録上個所に集める要求があった場合には、[統一誌名の下に]副記入を作ってもよい、ということになった。

団体著者の下に記入に関する条項では、原案では、「自然人も団体も目録上は区別せずに著者たり得る」という原則論で解決を試みたが、改訂案では「次の様な場合には、「団体名の下に主記入を作る」と冒頭に断り、「団体総体としての思想・活動の表現、例えば公式報告・規則・規程・宣言・プログラム・集合活動の結果・記録等の場合には、たと

え個人名のサインがあろうとも」とか「もし標題紙での表現・書名と著作内容とあわせ考えて、明らかに団体が内容に責任を持つということがわかる場合」と規定している。

・・・

会議の席上、ルベツキー、ランガナタン等何人かの理論家が主張した意見も、おさえられて、実際と妥協してしまったというところがないわけではなく「これでは現在のものと大差ないではないか」という批判も甘受しなければならぬ個所もあろう。しかしとも角、全代表が納得して、最後の決議として、「今回議論一致をみた目録原則の内容を、各自が代表した国の図書館人並びに関係当局に徹底さすべく万全を期す」と約束したことは大成功と言えよう。

この会議では、12 項目からなる“Statement of Principles”と呼ばれる文書が承認された。「パリ目録原則」などと通称されているこの文書の原文（英文）は、現在でも IFLA のサイトで見ることができる<sup>4)</sup>。また会議の詳細な内容は、ICCP の組織委員会による公式報告（Report）が 1963 年に刊行されているので、それによって知ることができる<sup>5)</sup>。

一方、“Statement of Principles”の日本語訳は、次の二つの文献で読むことができる<sup>6)</sup>。

(1) 中村初雄「IFLA 目録原則国際会議（第 1 回）」『図書館雑誌』56(5), 1962.5, p.256-264（以下「中村訳」と記す）

(2) 『国際図書館協会連盟パリ目録原則コンメンタール：決定版 / エヴァ・ヴェロナ註解と例；国際図書館協会連盟[編]；坂本博[ほか]訳』（東京：図書館技術研究会, 1977.2.142p）（以下「注解版」と記す）

前者の中村訳には、会議で採択された 9 つの決議（Resolutions）とともに、“Statement of Principles”（この報告では「目録原則説明おぼえ書」と訳されている）の 12 項目の本文の日本語訳とともに、その結論に至った賛否の審議内容の詳しい報告が含まれている。

後者は、会議から 10 年後の 1971 年に公刊された「高度に一般的な規定だけからなる覚書」についての注解版である *Statement of principles : adopted at the International Conference on Cataloguing Principles, Paris, October 1961 : annotated edition, with commentary and examples* の日本語訳である。この注解版は関係者からの要望が高かったにもかかわらず、公刊が実現するまでに 10 年かかった。さらにその日本語訳が刊行されるのは、『日本目録規則 新版予備版』刊行後の 1977 年 2 月であった。注解版の日本語訳では“Statement of Principles”は「原則覚書」と訳されている。

文書のタイトルも含めて両者の訳語は異なっているが、本稿では、内容を示す語として注解版の日本語訳のタイトルである「パリ目録原則」を使用し、文書名としては「目録原則覚書」を用いる。一方、中村訳には会議で採択された 9 つの決議も含まれているので、「目録原則覚書」本文の訳としては、前者の中村訳を用いることにする。

### 3. ICCP での決議



まず、決議全文を、資料として中村訳をそのまま以下に転載する。

決議 I 本会議は別記投票結果にかんがみ、後述するところの目録原則説明おぼえ書きを承認する。

各国の代表出席者並びに各国委員会は

- (1) このおぼえ書き本文の趣旨を、各自の国の図書館員、出版者、書籍業者その他関係当事者に出来る限り周知徹底せしめること。
- (2) 各自の国での目録規則が、この会議で一致をみた原則・方針に一致するように、近い将来に制定され、もしくは改訂され、それが実施されるように行動をおこし、またこの原則が全国書誌の編さんにあたっても考慮されるように、必要な処置をとることが要求されている。

国際団体の各代表出席者は、このおぼえ書き本文の趣旨を各国の会員に周知せしむること。

国際会議事務局は、今回出席しなかった国々や、国際団体に対しても、目録作業の問題に関心を持つとおもわれるようなところには、このおぼえ書き本文を伝達するものとする。

決議 II 本会議は次の如くに決議する。

- (1) 今回任命された組織委員会は、次の IFLA の年会まで存続し、以下の如き目的を持つ。
  - (a) この会議で採決された本文の編集上必要な訂正を行なう。
  - (b) この本文を、前代表出席者、傍聴者、各国委員会、その他参加団体、ならびに専門誌・紙に配布する。
  - (c) 本会議の報告の編集と発行。
  - (d) 本会議の総ての決議実行を確実にする。
  - (e) 本会議並びに、特別分科会で確立された方針の作業続行を確実にする。
  - (f) 本会議の準備段階ならびに、会議間に集められた諸文書・資料の保管と利用。
  - (g) 目録作業の分野で、如何なる研究が更に必要とされているかの主題目リストを IFLA 事務局に提出。
- (2) IFLA 事務局は、此の会議の承認した計画を実施してゆき、将来計画の要求も考え、目録作業の分野でどんな問題が更に研究されるべきかを顧慮して、それらの実行、継続を可能ならしめる財政的援助を求めてゆくこと。

決議 III 今回の国際会議の為に設立された、各国の国内委員会は、今後も続けてゆき、将来の国際協力にそなえるべく、組織委員会を助けること。

決議 IV 実施計画

- (A) 組織委員会の指令に従い、今後企画・実施されるのは以下の如きものとする。

- (1) それぞれの国における自国人個人名の記入がどのような形式で認められているかについての説明をなるべく速かに公表すること。
- (2) 以下の如きリストを作成・公刊すること。
- (a) 国、その他領土とむすばれた機関[都道府県・市町村、領土、植民地等]の目録記入の際の形式即ちそれら自体が正式に用いている名称のリスト。それには世界の幾つかの主要語での訳名をもつけておくこと。
- (b) それぞれの国における、無著者名古典の統一書名のリスト。それに、他国語での一般に認められた訳があればつけておくこと。
- (c) 著作の形式・性格を反映させるような伝統標目を用いて、あつめておいた方がよいと思われるような出版物の categorie を列挙したリスト。  
これはなるべく、ひかえ目に制限して提案してほしい。  
[「目録原則説明おぼえ書」 11.6 参照。多数国間条約、記念論文集、売りとて目録、芝居びら、ポスター等のこと]。
- (B) 例えば、ギリシャ・ラテンの古典作家の名に対する統一標目のリスト、各国に存在する主要団体の名称、国際組織・団体の名称のリストを作成することが切実に要求されている現状にかんがみて、[大規模・完全なものを最初からねらわずに]とりあえず試験的に少数のものについても編さんを開始することを本会議は提案する。

決議 V 同じ国語を 2 ヶ国以上で用いる場合[西独、東独、オーストリーという具合に全国的に用いている場合は勿論、スイスの如くに部分的に他国と共用している場合も含む]お互いで統一したやり方をするために、その国語で個人名の場合の記入形に関して話あいを行なうこと。

決議 VI 本会議はまた、IFLA に対し、他の国際的組織で、関心を同じくする団体と連絡をとりつつ、電子工学的な方法・機械的方法を大図書館で用いてゆく場合、それが目録規則にどんな影響を及ぼしてゆくかを研究することを勧告する。[提出資料 no.17 Gull 報告参照]

決議 VII 本会議はまた、この原則説明おぼえ書きに加えてなお、国際的了解が得られるような点があった場合には補足してゆかれることを願う。

決議 VIII 本会議は、国際的基準 (ISO) の代表が示した協調精神を感謝し、今後も IFLA と ISO の間の緊密な連絡をとりつつ、特に書誌的参照[形式]や翻字の問題で協力してゆくことを希望する。

決議 IX 本会議が、目録規則についての広範な一致を得、その目的を達成し得たといえるならば、それは、Council on Library Resources が IFLA に与えた援助に負うところ大である

ことを特に記録にのこしたい。この援助があったので、此の会議の準備を好条件のもとに進み、また多数の国々や、国際団体から責任者を招待することも可能であったのである。

本会議はその意味で、Council on Library Resources に感謝する。

筆者はかつて「日本目録規則 1965 年版」(NCR1965) の評価をめぐって、次のように述べたことがある<sup>7)</sup>。

NDL が NCR1965 を実際に適用したのは 1971 年から 1976 年までのたかだか 6 年間に過ぎない。NDL が NCR1965 の適用をためらったように、その立案・策定の時期からさまざまな批判があった。志保田務が NCR1965 を評価して「国際標準への準拠が少しばかり急ぎ足に進められ、日本の図書館の現実がおきざりにされたとの感を与える改訂であったと言えよう」と述べている<sup>8)</sup>が、目録作業省力化・簡略化の立場からの批判、記述独立方式という排列機能を重視した目録機能論の立場からの基本記入方式批判、あるいは、和漢書の伝統や慣習に合致しないという批判など、さまざまな立場からの批判が行われた。

しかし、「国際標準への準拠が少しばかり急ぎ足に進められ」たのは日本だけではない。「注解版」の「まえがき」で、チャプリン (A. H. Chaplin : 大英博物館、ICCP 組織委員会事務局長) は次のように述べている。

・・・当初の原則覚書の解説と敷衍を行なうという考え方から、パリ会議以後の 10 年間に編纂または改訂された目録規則中の原則覚書から生れた慣用の説明や、覚書の適用を困難にしているとされた曖昧さや不明確さの批判的分析を含んだものに発展した。

覚書の内容の「曖昧さや不明確さ」を明確化するために、覚書策定に携わった人たちは、10 年間にわたって、明確化の作業を継続した。また「注解版」の内容を審議した 1969 年のコペンハーゲンで開催された国際目録専門家会議 (IMCE) では、記述の標準化に向けた ISBD 制定をも決定している。

少し話を先取りすると、これは、「基本記入制における標目の選定と形の決定に関する原則」を示した 1961 年の「原則覚書」の内容を明確化する作業のなかから、記述と標目の分離の考え方が明確化してきたことを示しているのではないだろうか。

#### 4. ICPP に提出された審議資料

10 日間にわたった審議に使用された「審議資料」(Working papers) は次の 17 本あり、組織委員会はその大半を会議開催前に参加各国に配布し意見を求めた。それらの本文は、ICCP の組織委員会により 1963 年に刊行された公式報告 (Report) <sup>9)</sup> に掲載されている。

- (1) Osborn, Andrew D. Relation between cataloguing principles applicable to other forms of bibliographical work<sup>10)</sup>.
- (2) Lubetzky, Seymour. The function of the main entry in the alphabetical catalogue— one approach.
- (3) Verona, Eva. The function of the main entry in the alphabetical catalogue—second approach.
- (4) Jolley, Leonard J. The function of the main entry in the alphabetical catalogue : a study of the views put forward by Lubetzky and Verona.
- (5) Vasilevskaya, V. A. (1) Limits to the use of entries under corporate authors; (2) The cataloguing of laws and treaties.
- (6) Honoré, Suzanne. Corporate authorship: (1) Form of heading for corporate authors; (2) Treatment of subordinate bodies.
- (7) Pierrot, Roger. Entry of anonymous works under standard of form titles.
- (8) Dunkin, Paul S. Problems in the cataloguing of serial publications.
- (9) Eisehart, Ruth C. Cataloguing of liturgies and religious texts in the alphabetical catalogue.
- (10) Braun, Hellmut. Multiple authorship.
- (11) Kalan, Pavle. Choice of entry for authors whose names vary.
- (12) Ascarelli, Fernanda. Compound surnames and surnames with prefixes.
- (13) Monterio da Cunha, Maria Luisa. Treatment of Brazilian and Portuguese names: problems and solutions.
- (14) Sengupta, Benoyendra. Rendering of Indic names-of-person in catalogue entries.
- (15) Sheniti, Mahmud. Treatment of Arabic names.
- (16) Edelmann, R. The treatment of names in Hebrew characters and title entry for Hebrew books.
- (17) Gull, C. D. The impact of electronics upon cataloguing rules.

基本記入の機能を中心に、全般的なテーマを扱っているのは、審議資料(1)～(4)である。審議資料(5)～(17)は個別問題を扱っている。(5)と(6)は団体著者の問題、(7)は無著者名著作、(8)は逐次刊行物、(9)は宗教的著作、(10)は多数著者の著作、(11)は異なる名前をもつ著者記入の選択、(12)は複合姓と接頭辞をもつ姓、(13)はブラジル人とポルトガル人の名前の取扱い、(14)は目録記入におけるインド人名の取扱い、(15)はアラブ人名の取扱い、(16)はヘブライ人名、ヘブライ語の図書取扱い、(17)は電子工学が目録規則に与えるインパクト、をそれぞれ論じている。

ここでは、(1)～(3)の審議資料に絞って、その概略を見ておきたい。

#### 4-1 審議資料 1

オズボーン (Osborn, Andrew D. : オーストラリア、シドニー大学図書館) による審議資料 1 は、提案趣旨について次のように述べている<sup>11)</sup>。

Lubetzky の“Code of cataloging rules”がひろく認められるようになれば、書誌・出版物・図書館これら三つの目録作業の相互に関連する分野に密接で、効果的なつながりをもたらすのに、非常に役立つものと思われる。その理由は、Lubetzky 案にみられる常識的で、きわめて非技術的なアプローチには書誌や出版目録によく用いられる記述方式と共通する点が多いからである。

...

この論文の意図するところは、その方向が書誌、出版社、および図書館における実務を一つに結びつけるための大きな前進になるであろうという意味で、目録コードについての Lubetzky 案に対する熱心な支持を表明することである。

このように、常識的ではなく、「技術的」アプローチを取りがちな図書館の目録作業を、書誌 (文献目録) 作成や出版社の販売目録とのつながりが密になるようにすべきであるというのが、オズボーンの主張である。

#### 4-2 審議資料 2

ルベツキイによる審議資料 2「アルファベット順目録における基本記入の機能」は「目録原則」の核心にあるテーマであるので、その冒頭部分の原文と筆者の日本語訳を掲載する (アンダーラインは引用者)。

The question of the function of the main entry presupposes recognition of the facts (a) that the materials of a library—books, manuscripts, phono-records, etc.—are representations of the works of authors, not the works themselves; (b) that a given work may be represented in a library on different forms or editions, under different names of the authors or under different titles; and (c) that the catalogue of a library must be designed not only (1) to show whether or not the library has a particular item or publication, issued under a certain name or the author or under a certain title, but also (2) to identify the author and the work represented by the item or publication and to relate the various works of the author and the work various editions and translation of the work. Although this second objective is the source of most difficulties in cataloguing, it has always been recognized as essential to the basic purposes of the catalogue—to enable a user of the catalogue (member of the library staff or reader) to

determine with certainty whether or not the library has a particular work, under whatever name or title, and to select the edition or translation which will best serve his purpose.

基本記入の機能に関する問題は、次の事実を認識することを前提としている。a) 図書館の資料である書籍、写本、レコードなどは、著作そのものではなく、著者の著作の表現であること、b) ある著作は、図書館において、異なる形式や版、異なる著者名や異なるタイトルで表されている場合があること、c) 図書館の目録は、(1) 図書館が特定の資料または出版物を所蔵しているか否かを示すだけでなく、(2) その資料または出版物によって表示された著者と著作を特定し、著者と著作の様々な版及び翻訳を関連付けるために設計されなければならないということである。この第二の目的は、目録作成における最も困難な源泉の一つであるが、目録の利用者（図書館の職員または読者）が、図書館に特定の著作があるかどうかを、その名称やタイトルにかかわらず確実に判断し、自らの目的に最も適した版や翻訳を選択することができるということが、目録の基本的な目的にとって不可欠であると常に認識されてきた。（引用者訳）

目録の目的は、(1)特定の資料または出版物の所蔵の確認と、(2)その資料または出版物によって表示された著者と著作の特定、著者と著作の様々な版及び翻訳の関連付けという二つの目的があることを力説した。現在から見ると、ここには、個別資料 (item)、体現形 (manifestation)、表現形 (expression)、著作 (work) という、FRBR の世界が描かれているように思われる。

#### 4-3 審議資料 3

審議資料 3 には **second approach** というサブタイトルが付いているように、審議資料 2 に対するもう一つの取り組み方（代替案）を示している。この資料を提出したヴェロナ (Eva Verona) は、当時はユーゴスラビアのザグレブ大学図書館刊本部長である。彼女は前述した 1971 年に刊行された注解版をまとめ上げた中心人物である。審議資料 3 の内容は、国際的合意に向けた提案を行なっている点で論点が少し異なっているものの、前述した「文献単位と書誌的単位」と類似しているので、その要旨のみを記すこととする。

前述したように、ヴェロナは、図書館目録の目的を三つあることから始めている。この審議資料では、次のように表現している（アンダーライン部分は引用者）。

Considerations of this kind clearly have to be based on evaluations of the objectives and functions of the alphabetical catalogue in general. These objectives can be summed up as follows: the alphabetical catalogue has to inform the user (1) whether a certain bibliographical unit, i.e. a certain book or particular publication or edition of a given work exists in the library; (2) which editions, translations etc., of a given work

or literary unit exist in the library; (3) which publications by a given author exist in the library.

この種の検討は、明らかに、アルファベット順目録全般の目的および機能の評価に基づくものでなければならない。これらの目的は、次のように要約することができる：アルファベット順目録は、(1) ある書誌的単位、すなわち、ある図書あるいはある著作の特定の出版物や版が図書館に存在するかどうか、(2) ある著作すなわち文献単位のどの版や翻訳などが図書館に存在するか、(3) ある著者の出版物が図書館に存在するか、について利用者に知らせなければならない。(引用者訳)

次に、アルファベット順目録の基本記入の機能として、3つの目的、特に最初の2つの目的のすべてを、同じタイプの記入（例えば基本記入）で同時に満たすことが可能ではない、原則として、2つの目的のうち1つだけを基本記入にすることができ、もう1つは副出記入にする必要がある、と結論付ける。このように、基本記入と副出記入の機能を目録の目的の観点から論じている。

では、このような状況に対応するためにどうするか。2つの方法があるとしている。

- (A) 特定の出版物のタイトルに従って基本記入を設け、排列し、文献単位の集中は副出記入に委ねるか、場合によっては基本記入における注記によって行う。(以下、A方式という。)
- (B) 基本記入は、著作の原タイトルまたは伝統的タイトルに従って設定・排列され、その結果、1つの著作のすべてのさまざまな版が目録の1か所に集められる。特定の出版物のタイトルは、副出記入によって表現される。(以下、B方式という。)

第三の目的については、一人の著者による出版物の目録の構造に関わるもので、次の2つの可能性があるとしている。

- (a) 基本記入の標目は、特定の出版物で与えられた著者名の形式に従う。一人の著者の出版物を集めるタスクは、副出記入や参照に委ねられる。
- (b) 一人の著者によるすべての出版物は、統一標目の下にある基本記入を通じて、目録の一箇所に集められる。著者名の様々な形式を表現するタスクは、副出記入または参照に委ねられる。

A方式とB方式、a方式とb方式をいくつかの観点からそれらのメリット・デメリットを評価・分析する。例えば、B方式は古典や研究図書館に適するのに対し、常に変化してゆく現代の出版物や匿名の科学技術や経済文献などはA方式に適している。しかし、まとめてみると、A方式もB方式も完全な解決策とはならないと結論付けている。その上で、

ヴェロナ自身の意見を次のように述べている。

最も多くの読者のニーズに応えられる方法がベストである、というのが筆者の考えである。

著者名の形式については、次のように述べ、統一標目の方に軍配を上げている。

・・・このような著者は、ある出版物のタイトルページにどのような形で記載されているかにかかわらず、一般に、ある名前の形（本名、最新の名前、または一般に採用されているペンネーム）で最もよく知られ、引用されている。これらの事実は、タイトルページの形式の重要性と、利用者のアプローチに関するその有用性を確実に低下させるものである。

以上のような論証を踏まえ、次のような結論に達し、国際的合意に向けた提案を行なっている。少し長くなるが、結論部分（筆者訳）を示しておきたい（アンダーラインは引用者）。

全体としてみれば、本論文の第2部と第3部で述べられた議論は、次のような勧告に導かれることになる。

アルファベット順目録における基本記入の機能は、(1)特定の出版物を表すこと、(2)一人の著者によるすべての出版物を目録中にまとめること、であるべきだろう。

一見すると、この2つの機能は、ある場合には相互に矛盾しているような印象を与えるかもしれない。しかし、より詳細に分析すれば、そのような矛盾は見かけだけであることがわかるだろう。実際には、両機能を同時に遵守することは、その範囲をタイトルの特定の要素に限定する効果がある。第二の機能が著者の名前を指すのに対し、第一の機能は本来の意味でのタイトルを専ら指す。

これら2つの機能を基本原理として含むアルファベット順目録の構成は、次のようなものとなる。

一人の著者によるすべての出版物の基本記入は、基本標目としての著者名の特定の形式の下にまとめられる。一人の著者によるすべての出版物の基本記入は、基本標目として著者名のある形式の下にまとめられ、そのような著者標目の下の二次排列では、基本記入は特定の出版物を表す。後者の規則は、何らかの理由でタイトルの下に記入されている出版物にも適用される。ここでも基本記入は、特定の出版物のタイトルを表す。

副出記入は、ある文献単位のすべての版を結びつけるものである。この機能に加えて、必要であれば、共著者、編者などの名前も表す。

参照は、ある著者が使用したさまざまな名前、または名前の形式を、基本標目として



採用された形式と結びつけるものである。

このようにして作られたアルファベット順の目録は、大多数の利用者の関心に最も適していると思われる。

## 5. 「原則覚書」に至る議論

会議で「原則覚書」の内容がすんなりと決まったわけではない。審議された覚書の原案はかなり修正されている。12 項目からなる「原則覚書」の審議の状況は、1963 年刊行の組織委員会による公式報告 (Report) で各参加者の発言が詳細に描かれている。ここでは、原案について審議された問題、審議の結果修正された箇所、採決にあたって賛成、反対、棄権した国等を、日本代表として参加した中村初雄の報告と 1963 年の公式報告を参考にして、記入と統一標目に関する論議 (項目 1～項目 7) に限定して見てゆきたい。

項目 8～項目 12 は、個別問題を扱っている。項目名と賛否のみを記録しておく。

その前に、特定の項目ではなく、覚書全般に関わるランガナタン (S. R. Ranganathan) による「規範的原則に関する合意」に関する提案について言及しておきたい。公式報告の p.22 に次の記述がある。

ランガナタン博士は、確認可能性 (Ascertainability)、影響力 (Prepotence)、永続性 (Permanence)、検索使用標目 (Sought Heading) の諸規準 (Canons)、ローカル・ヴァリエーションの原則 (Principle of Local Variation)、節減の法則 (Law of Parsimony) といった規範的原則 (Normative Principles) に関する合意を得ることが第一に重要であると考えた。(引用者訳)

例えば、「基本記入と副出記入の選定と付与、それぞれの記入における標目とその他のすべての要素は、文献のタイトルページおよびそれに類するページで見出せる情報によって決定しなければならない」という規準は「確認可能性の規準 (Canon of Ascertainability)」という規範的原則<sup>12)</sup>から導かれる。

ランガナタンはまた、ローカル・ヴァリエーションの原則 (Principle of Local Variation) という規範的原則に基づくルールを設定を提案している。研究図書館と一般図書館、大図書館と中小図書館の目録利用についての関心事は異なるが、その場合、図書館一般の原則に加えて、ローカル・ヴァリエーションの原則 (Principle of Local Variation) という規範的原則に基づくルールを設定することにより館種による相違の問題を解決することができるという考え方である。

これは、約 50 年後の 2009 年 2 月に公表された国際図書館連盟 (IFLA) の「国際目録原則覚書」(Statement of International Cataloguing Principles) の第 2 章「一般原則」(general

principles) <sup>13)</sup>のルーツである。

項目 1 覚書の対象 (Scope of statement)

賛成 : 62

反対 : 0

棄権 : 1 (デンマーク)

ここに述べられる原則とは、標目ならびに記入語—即ち多くの記入をならべてゆく場合の順序を決定する主要素—の選択と形式について規定したものである。しかもそれは著者名で記入を作り、著者未詳または判明しても不適當・不十分であるときに書名記入を行ない、兩種の記入を一つの abc 順に並べるといふ、刊本 (印刷本) の目録を前提としている。またこの原則は、あらゆる分野にわたったものを広くあつめている一般図書館で、規模の大きなところの目録を顧慮して特に成文したものであるが、その他の図書館の目録にも、更にまた図書館目録以外の図書の abc 順リスト [例えば書誌・販売目録等] 作成にあたって、それぞれの目的に応じた改変を加えて、準用することが勧告される。

アンダーライン部分は、9 月 4 日原案では「大きな総合研究図書館の目録を特に顧慮して」という文言であったが、「研究図書館」という特定の館種に限定すべきではないといふ多くの代表者の意見に応じたものであった。デンマークが棄権した際に、「国際的目録原則は、特定の館種に特に言及すべきではないと私たちは考える」という意見を述べている。

項目 2 目録の機能 (Functions of the catalogue)

賛成 : 61

反対 : 0

棄権 : 2 (デンマーク、フィンランド)

目録というのは、以下の如きことを確かめるための効果的な用具であるべきである。

2.1 その図書館がある特定の図書を持っているかどうか? この場合その特定の図書とは、a 著者並びに書名によって、b 著者が記載されていない場合には書名のみで、c 著者名も書名もどちらも、その図書の識別 (Identification) に不適當である場合には、それ以外の別な、書名に代わる語で特徴づけられるものである。

2.2 その図書館には、a 特定著者の著作としてはどんなものが、b 特定著作のどんな版があるか?

「パリ目録原則」のなかで最も人口に膾炙している項目の一つである。反対国はなく、棄権は 2 カ国であるが、会議で最もホットな議論が戦わされたのはこの項目である。

デンマークは、「2.1 と 2.2 の機能は同じレベルで重要ではないと感じる」とコメントしている。フィンランドは棄権した動機を、「2.2(a) と 2.2(b) に記載された目的は、2.1 と比べて二次的な重要性しかなく、団体を著者として認識する場合には多くの実務上の困難をもたらすと考えたからである」と述べている。

インドは賛成票を投じたが、後述する項目 5 に対するコメントは、この項目に関連している。

デンマークやフィンランドなどの北欧の国々を始めとするヨーロッパの各国は「図書館目録の目的は、特定の図書館の所蔵を示すのが第一であり、特定著者の著作や特定著作の版の所蔵を示すのは二次的であり、それを実行するのも困難である」という考え方に立っていることが多い。

なお、2.2 の原案は「その図書館には、特定の著者のどの著作があるか、特定の著作のどの版があるか？」(which works by a particular author and which editions of a particular work in the library) であったが、「特定の著者の著作の集中」と「特定の著作の諸版の集中」は明確に分けるべきであるというヴェロナの提案<sup>14)</sup>により修正され、両者は (a) と (b) に分割された。

### 項目 3 目録の構成 (Structure of the catalogue)

賛成 : 63

反対 : 0

棄権 : 0

前項「目録の機能」を果すためには、目録は以下の如きものを含まなければならない。

- 3.1 目録にとられる各図書に対し最少限一つは記入を作り
- 3.2 必要に応じ、図書 1 に対し 2 以上の記入を作る。それは利用者の関心を考えたり、また図書自体の性格から必要とされるもので、例えば
  - 3.21 著者が 2 以上の名称で、または 3 以上の形式で知られている場合
  - 3.22 著者の名は判明したのであるが、その図書の標題紙には記載されていない場合
  - 3.23 その図書が出来るまでに、何人かの著者・協力者が関係したり、分担した場合
  - 3.24 その図書の著者としては、異説があり、2 以上の個人に帰せられている場合
  - 3.25 その図書が種々の書名で知られている著作を含んでいる場合

この項目自体は、全員一致で承認されているが、項目 5 など、具体論になると反対が現われている。

### 項目 4 記入の種類 (Kinds of entry)

賛成 : 62

反対 : 0

棄権 : 1 (ロデシア・ニアサランド)

記入には基本記入、副出記入ならびに参照の 3 種類が考えられる。

- 4.1 各図書に対する一つの記入、基本記入は詳細記入であって、その図書の識別に必要な総ての特徴を示すものでなければならない。その他の記入は、副出記入 (即ち基本記入にもとづき、その記入[カード]上に与えられている情報を繰り返したものであるが、標目だけは他の

標目をつけて作成する追加記入と参照である。この参照とは、利用者に、その目録中の他の個所を案内する機能を果すものである。[特定の図書に属するものではなく、標目または標目のグループに関するものである]

ロデシア・ニアサランドの棄権は、「参照」が記入と言えるかという問題に関わるもので、それは定義の問題であると決着している。

項目 5 記入をいくつも使用すること (Use of multiple entries)

賛成 : 59

反対 : 4 (フィンランド、インド、パキスタン、スウェーデン)

棄権 : 0

目録の果すべき 2.1 と 2.2 の機能を最も効果的にするために以下のことをする。

5.1 各図書に対し、その図書の中に書いてあるままの著者名、または書名のもとに作成した記入、及び

5.2 その著者名、書名に種々の形が存在する場合には、各図書に対しては統一標目で一記入を作る。統一標目というのは、著者名の一形式、書名が 2 以上ある場合の一つの特定書名のことであり、また著者名・書名どちらも図書の識別に不適当な場合には何か適当な代用となる統一標目を作ることもある。そのほか

5.3 適当な副出記入と参照の両方を、またはどちらかを作る。

フィンランドとスウェーデンの反対は、「5.2、統一標目に対する部分的反対である。標題紙にある表現にあくまでも忠実であるべきで、他の表現・名称は参照で解決すべきである」というのがその理由である。インドは反対の理由として、「この条項並びに 6 の条項はあまりにも目録の機能の中 2.2 の方にかたよりすぎている。その結果、大多数の利用者の関心が、特定の少数グループの必要の為に犠牲にされている」と言っている。統一標目よりも、標題紙にある情報（「確認可能性の規準」）を重視する考え方は、ランガナタンの考え方に基づいている。

項目 6 それぞれの記入の機能 (Function of different kinds of entry)

賛成 : 60

反対 : 3 (デンマーク、フィンランド、スウェーデン)

棄権 : 0

6.1 著作の基本記入は、著者名で作られる場合は統一標目のもとに作るのが普通である。書名で基本記入をとる著作の場合にはその図書に印刷されている書名の方で、基本記入をとり、統一書名で副出記入をとってもよいし、あるいはまた統一書名の方で基本記入をとり、他の書名を副出記入なり参照にとってもよい。但し非常に有名な著作、特に伝統的な書名で知られている著作の目録の場合には、統一書名である後者のやり方の方が勧告される。(11.3 参照)

6.2 同一著者の他の名、または他の形式に対する記入を作る場合は、通常参照を用いる。但

し特殊の場合には副出記入を用いてもよい。

6.3 同一著作に対しての別の書名で記入が作られる場合には通常副出記入の形がとられる。しかし一つの標目のもとに何枚かの副出が必要なのを、一枚の参照でおきかえが出来る様な場合には、参照にしてもよい。

6.4 副出記入（または参照を用いるのが適当な場合には参照）は共著者、協力者等の名称をもとに、また書名がその図書を識別〔記憶〕する要素になっている場合でしかも著者が基本記入になっているときには、書名のもとに作られるべきである。

デンマーク、フィンランド、スウェーデンの反対について、「著作の記入というよりも出版物・図書の記入をという思想から発したものである。国際的協力といったことを考えると、著作の記入といった考え方で統一が果してとられるものかどうか疑問をいただいているわけである」と中村は指摘している。さらにスウェーデンは、「6.1 で書名で基本記入をとる著作の場合別法を許容しているのなら、著者名で基本記入をとる著作についても同様に別法を許容してほしい」と主張している。

なお原案では、統一標目は著者名、書名で基本記入をとるべきものいずれの場合でも基本記入とするという規定であった。

#### 項目 7 統一標目の選択 (Choice of standard heading)

賛成：58

反対：4 (フィンランド、ペルー、ポーランド、スウェーデン)

棄権：1 (インドネシア)

目録をとる著作の諸版に、最も頻繁にあらわれる、即ち使われている名称（または名の形式）あるいは書名が、通常統一標目になる。あるいはまた、認められている権威書を参考にして統一標目を決定する。

7.1 何ヵ国語で出版されている様な場合には、一般には、原語の版にもとづいた標目を優先的に取扱う。但しその原語が目録の中では用いられていない場合には、よく用いられている方の言語の方の版を参考にして標目をとってもよい。

「最も頻繁にあらわれる」が統一標目の形式を決める基準となっている。これはこれで常識的な文言ではある。7.1 で、「何ヵ国語で出版されている」場合に限って、「原語の版」を基準としているが、10 年後の 1969 年のコペンハーゲンで開催された国際目録専門家会議 (IMCE) では、「国際的統一性のために、標目として用いられる名前や書名は、原則として、特定の目録の利用者が通常用いている言語で広く使われている形よりも、元の言語の形で表示されるべきであるという立場をとった」ことを、「注解版」の「まえがき」で、チャプリンは高く評価している。

1) Eva Verona. "Literary unit versus bibliographical unit." *Libri*, vol. 9, no. 2, 1959, p. 79-104.

- 
- 2) 予備会議の内容は、天野敬太郎「国際図書館協会連盟国際目録会議予備会議出席報告（『図書館雑誌』53(11), 1959.11, p.454-460）で詳しく報告されている。
  - 3) 中村初雄「IFLA 目録原則国際会議（ICCP）について」『図書館雑誌』55(12), p.397
  - 4) Statement of Principles Adopted by The International Conference on Cataloguing Principles. Paris, October 1961. [https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/IMEICC/IMEICC1/statement\\_principles\\_paris\\_1961.pdf](https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/IMEICC/IMEICC1/statement_principles_paris_1961.pdf), [accessed 2023-3-31]
  - 5) International Conference on Cataloguing Principles, Paris, 9-18th October, 1961; Report, edited by A. H. Chaplin and A. Anderson, London: Organising Committee of the ICCP, 1963. 293p.
  - 6) 他に日本語訳が存在するかもしれないが、筆者が確認できたのはこの二つの文献だけである。
  - 7) 和中幹雄「もう一つの『日本目録規則 1965 年版』批判－石田公道の著作論－」『資料組織化研究-e』65, p.1, 2014.3 (<https://dl.ndl.go.jp/pid/11377852/1/1>), [参照 2023-3-31]
  - 8) 志保田務『日本における図書館目録法の標準化と目録理論の発展に関する研究』学芸図書, 2005.5, p. 99
  - 9) 前掲 5) p.125-290
  - 10) 日本語訳: Osborn, Andrew D.; 高橋俊哉訳「目録原則と他の書誌形態に適用される諸原則との関連について－I.F.L.A.目録原則国際会議(1961)提案資料 No.1－」『図書館界』14(4), 1962.11, p.103-112
  - 11) 引用は前掲 10) による
  - 12) この「規範的原則」は 1955 年刊行のランガナタンの目録理論の代表作の一つである *Heading and Canons* に基づくものであるが、その概要は、筆者の「『国際目録原則覚書』における「一般原則」について」（『資料組織化研究-e』58, 2010.3）を参照していただきたい。（<https://dl.ndl.go.jp/pid/8804293/1/1>）, [参照 2023-3-31]
  - 13) 国立国会図書館収集書誌部訳  
（[https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/icp/icp\\_2009-ja.pdf](https://www.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/cataloguing/icp/icp_2009-ja.pdf)）, [参照 2023-3-31]
  - 14) 前掲 5) p.26

(わなか みきお)  
2023年4月20日受理